四	
分野	漁業
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	
政府の段階	中央政府
措置	千九百九十年九月二十六日の法律第三号第三十四条 1　外国漁船に対する免許は、当該漁船によるモザンビーク共和国の領海の外側に位置する水域における漁獲活動についてのみ与える。 2　外国漁船に対する免許は、次のいずれかを行う場合には、モザンビーク共和国の領海内における漁獲活動について例外的に与えることができる。 (a)　モザンビーク共和国の法令に基づき認められる一定の漁獲活動 (b)　実験及び調査 3　外国漁船に対する免許は、最長一年間有効である。 4　外国漁船に対する免許の付与については、海事当局その他の適当と認められる当局に報告する。
概要	
五	
分野	土地
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	
政府の段階	中央政府
措置	千九百九十七年十月一日の法律第十九号第十一条 外国の自然人は、千九百九十三年六月二十四日の法律第三号の規定に従って正当に承認された投資事業に従事し、かつ、モザンビーク共和国に五年以上居住していることを条件として、土地使用権を保有することができる。外国の企業は、土地使用権を保有することができない。
概要	
六	
分野	鉱業
小分野	鉱物資源
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	
政府の段階	中央政府
措置	二千六年十二月二十六日の政令第六十二号第八条及び第五十九条 1　鉱業権（承認免許、試掘及び調査の免許、鉱業特許並びに鉱業資格から成る。）の下で認められる操業を行うことができる法的能力を有するモザンビーク人のみが鉱業権を保有することができる。 2　鉱業資格（小規模の探鉱のみについての鉱業権）については、モザンビークの自然人又はモザンビーク共和国で設立され、又は登録された法人にのみ与えることができる。
概要	
七	
分野	鉱業
小分野	石油
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	
政府の段階	中央政府
措置	二千一年二月二十一日の法律第三号第九条 モザンビークの法人のみが、鉱区の付与において優先的な権利を有することができる。
概要	
八	
分野	金融サービス業
小分野	保険業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第二条）

政府の段階	中央政府
措置	二千十一年八月十一日の政令第三十号第十六条 1　モザンビーク共和国における外国保険業者の支店の設置については、機会及び便宜に関する基準であって、モザンビーク共和国の経済上、財政上及び市場の利益に照らして測定されるものに適合する場合には、承認することができる。 2　外国保険業者については、その本店を登録している国において承認されている保険の分野及び種類に限り営業することを承認することができる。 3　外国保険業者が承認されるためには、その本店を登録している国において五年を超える期間実質的に事業活動を行っており、かつ、当該国において会社として設立されていることが必要である。
概要	
九	
分野	防衛及び安全保障
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	
政府の段階	中央政府
措置	二千七年四月三十日の政令第八号第二十五条 火器の使用及び所持の免許については、モザンビークの市民にのみ発給することができる。
概要	
十	
分野	民間保安サービス業
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階	中央政府
措置	二千七年四月三十日の政令第九号第五条及び第六条 1　民間保安会社の取締役、部長又は課長は、次の全ての条件を満たす自然人でなければならない。 (a)　モザンビーク国籍を有する者であること。 (b)　当該民間保安会社の本社が所在する地域に居住する者であること。 (c)　モザンビーク又は外国の裁判所で重罪の確定判決を受けたことがないこと。 (d)　公共サービスの指導的な管理者の地位に就任していないこと。 2　モザンビーク市民のみが、個人企業の形態の民間保安会社を保有することができる。外国投資家は、営利社団の形態の民間保安会社に参加することができる。ただし、当該民間保安会社の資本の過半数は、モザンビークの自然人又は法人により所有される。
概要	
十一	
分野	マスメディア業
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	
政府の段階	中央政府
措置	千九百九十一年八月十日の法律第十八号第六条 モザンビークの機関及び団体並びにモザンビークの市民（モザンビーク共和国の居住者であり、かつ、完全な市民的及び政治的権利を享有する者に限る。）のみが、報道関連企業の所有者となることができる。外国投資家が保有する当該報道関連企業の株式資本の割合は、二十パーセントを超えることができない。「所有者」とは、報道関連企業の株式資本の八十パーセント以上を所有する自然人又は法人をいう。
概要	

附属書Ⅱ　第七条2に規定する措置に関する留保

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）

(b)　第三条（最恵国待遇）

(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）